

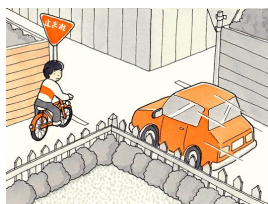
自転車による事故から市民を守り、市民の安全で快適な生活を確保するため、『羽曳野市自転車の安全な利用の促進に関する条例』が制定されました。



◎自転車の安全な利用のためルールやマナーを守りましょう！

次のことを守りましょう

- 左側の通行
- 交差点での一時停止や安全確認
- 信号を守る
- 歩道を通行する際には歩行者優先
- 歩行者の多い歩道では押して歩く
- 子どもを乗せるときはヘルメットを着用させる



次のようなことはやめましょう

- 飲酒運転
- 他の自転車と並進
- 無灯火運転
- ブレーキのない自転車の運転
- 傘差し運転
- 運転中の携帯電話の使用
- 乗車中のヘッドホンの使用
- 危険な運転・迷惑な運転
- 歩道での進路を確保するための警音器使用



※条例では罰則規定はありませんが、道路交通法違反による罰則が適用されることがあります。